

岩倉市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うことを目的として設置する。

(設置)

第3条 教育委員会は、岩倉市立の各小学校区及び各中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(通称)

第4条 推進員の通称は、地域連携コーディネーターとする。

(定数)

第5条 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、学校区ごとに2人以内を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第6条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、それぞれの学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期等)

第7条 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、任期中であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
(活動内容)

第8条 推進員の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の目的を達成するために必要な活動
(岩倉市地域学校協働活動推進員協議会)

第9条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて岩倉市地域学校協働活動推進員協議会（以下「協議会」という。）を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動、地域の教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第10条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。推進員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第11条 推進員及び協議会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。